

久御山町在宅高齢者おむつ等支給事業指定事業者募集要項

1 募集事項

久御山町在宅高齢者おむつ等支給事業実施に係る指定事業者募集

2 業務の内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

久御山町在宅高齢者おむつ等支給事業による介護用品等の現物支給を指定事業者が行うことにより、その専門性、ノウハウ等を活用し、おむつ等の商品や使用方法等に関する相談に対応することで、本人及び介護に当たっている家族等の負担を軽減し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「久御山町在宅高齢者おむつ等支給事業業務仕様書」による。

(3) 指定期間

令和8年5月1日又は指定登録日から令和9年3月31日まで

(4) 支給対象者

次に掲げる要件の全てに該当する者。

- ①住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき久御山町の住民基本台帳に記録されている者
- ②在宅で本町に居住している者
- ③常時失禁状態にある65歳以上の者
- ④介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき要介護3以上と認定されている者

(5) 支給対象者数(参考)

令和7年度利用者数：118名(令和8年2月末時点)

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 支給品目の確保が容易にできること。
- (2) 本事業と同事業の実績があること。
- (3) 久御山町内全域に配達が可能であること。
- (4) ア 久御山町物品供給・役務提供等競争入札等参加資格登録台帳に登録があること。
または
イ アの台帳に登録がないが、指定事業者登録申請日において、事業者として高齢者用紙おむつ等の販売実績が1年以上あること。

- (5) 入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税並びに町税を滞納していない者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団密接関係者」に該当しないこと。
- (10) 個人情報保護の内部規定を定めていること。

4 登録申請について

(1) 申請書類

以下の書類を日本工業規格 A4 サイズの用紙で提出すること。

- ①久御山町在宅高齢者おむつ等支給事業指定事業者登録申請書（様式 1）
- ②事業者概要（様式 2）
- ③品目申出書（様式 3）及び商品カタログ（任意）
- ④個人情報保護の内部規定（任意）

※以下、⑤～⑧の書類については「久御山町物品供給・役務提供等競争入札等参加資格登録台帳」に登録がある場合は提出不要。

- ⑤使用印鑑届
- ⑥登記事項証明書
- ⑦町税の完納証明書（久御山町に納税義務のある場合のみ）
- ⑧消費税及び地方消費税の納税証明書

(2) 申請期限

- ①令和 8 年 5 月 1 日から指定を受ける場合

令和 8 年 3 月 31 日から令和 8 年 4 月 3 日まで

- ②①以外

令和 8 年 4 月 6 日から令和 8 年 7 月 31 日まで随時受付

※各月末日まで受付（土日祝日の場合は翌営業日）、翌々月 1 日から指定とする。

(3) 提出方法

持参（平日 9 時から 17 時まで。17 時以降及び閉庁日の受領はしない）

又は郵送（到達が確認できる方法による。提出期限までに必着）

(4) 提出先

久御山町役場 福祉課 高齢介護障がい係（1 階①番窓口）

(5) 提出部数

各1部

5 審査及び決定

(1) 前項に定める提出書類の内容を審査するとともに、第3項に定める参加資格を満たし、事業を適切に実施することができると思われる事業者を指定事業者として決定する。

(2) 審査結果（指定の可否）について、申請者に書面により通知する。

6 個人情報の保護

指定事業者は本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、久御山町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久御山町条例第4号）を遵守しなければならない。

7 問い合わせ先及び書類提出先

久御山町民生部福祉課（担当：山名、仲原）

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

TEL：075－631－9902（直通）

FAX：075－632－5933

Mail：fukushi@town.kumiyama.lg.jp